



毎月確認しましょう！被扶養者の収入額 ~被扶養者等の検認を終えて~

短期給付係
(082)513-4957



被扶養者証等の検認事務については、ご協力をいただきありがとうございました。
今回の検認で、過去に遡って認定を取り消した事例をいくつかご紹介しますので、参考にしてください。

検認は毎年行いますので、今後も被扶養者の収入状況を常に把握しておいていただくとともに、確認書類を速やかに提出できるよう、特に被扶養者のアルバイト等の給与支給明細書や、別居の被扶養者への送金確認書類は、適切に保管しておいていただくようお願いいたします。



過去に遡って認定取消しとなった場合、取消日以降に当共済組合が負担した医療費等は、全額返還していただきます。数百万円の医療費等を返還していただくケースが毎年数件発生しています。

認定取消しに該当する事由が発生した場合は、速やかに取消しの手続きをしてください。

事例1 所得は限度額以内であったが、保険証を取得していた。(確認書類で添付されていた給与明細書の控除欄に社会保険料控除があったことで判明。)

パート等で勤務条件では限度額以上の収入の見込みが立たなかったとしても、新しい保険証を取得した場合には、収入額にかかわらず被扶養者の資格を喪失します。必ず勤務条件を確認してください。

事例2 被扶養者がパートで働いていたが、4か月連続して108,334円以上の給料をもらっていた。

パート・アルバイト等のように月の収入に変動がある場合、4か月連続して月の収入が108,334円(130万円÷12か月)以上になると、4か月目の初日で取消しとなります。

(但し、勤務条件説明書等で限度額以上の収入の見込みが立つ場合は、実績に依らず雇用された時点で取消しとなります。)

事例3 共同扶養者と収入が逆転していた。

取消日は収入逆転を確認できる日です。具体的には、次のとおりです。

給与収入のみの場合…2月1日(源泉徴収票で収入が確認できる日)

事業収入等の場合……確定申告を行った日

参考 今回の検認で被扶養者の認定を取消した件数(R1.7~R1.9)

区分	取消事例	件数(件)
就職	新しい保険証を取得していた	213
収入限度額超過	不安定収入で12か月の累計が130万円以上であった等	72
扶養認定替え	共同扶養者の収入の逆転	78
失業保険給付	雇用保険の基本手当を受給していた	22
その他		20
計		405

◎ 最も遡及して認定を取り消した日 平成29年4月1日



県や市町村から医療費の助成(公費)を受けたら、共済組合に届け出ましょう

短期給付係
(082)513-4957



県や市町村は、さまざまな医療費の助成(公費)を行っており、その対象者に公費の受給者証を交付しています。(指定難病、自立支援、重度心身障害、ひとり親等)

医療費の助成と当共済組合からの給付金の二重給付を避けるため、公費の受給者証の交付を受けたときや、すでに届け出ている内容に変更が生じたときには、所定の様式(様式集 §9-039)により当共済組合に届け出てください。